

政令番号234 臭素

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成28年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県	6.0E+2			600.0				600.0
8	茨城県								
9	栃木県	9.0E-1			0.9				0.9
10	群馬県								
11	埼玉県	3.1E+1			31.0				31.0
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県	2.3E+1			22.8		3.1E+1	31.0	53.8
15	新潟県								
16	富山県						1.3E+2	130.0	130.0
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県	1.1E+1			11.0				11.0
23	愛知県								
24	三重県								
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県	6.9E+1			69.0				69.0
35	山口県	8.4E+2			843.5		9.7E+2	970.0	1,813.5
36	徳島県								
37	香川県	1.4E+0			1.4				1.4
38	愛媛県	3.6E+2			360.0		1.1E+2	110.0	470.0
39	高知県								
40	福岡県						1.0E+0	1.0	1.0
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		1.9E+3			1,939.6		1.2E+3	1,242.0	3,181.6

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。